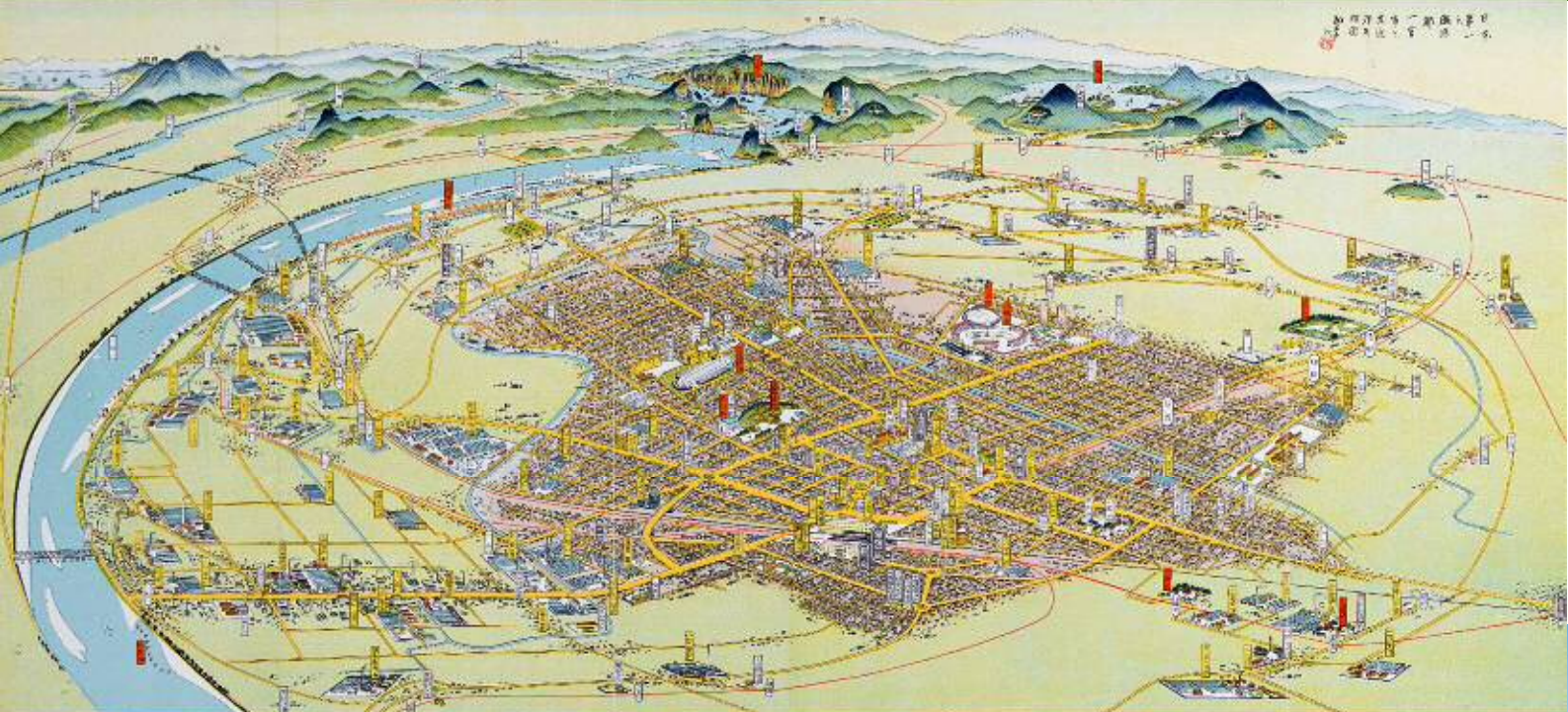




吉田初三郎画 昭和 9 年鳥瞰図



吉田初三郎画 昭和 27 年鳥瞰図



平成 27 年撮影 航空写真

一宮市景観計画【概要版】

令和 3 年 4 月
一宮市

Ichinomiya City Landscape Plan

目次

序章 はじめに	1
1 景観とは	1
2 景観計画の概要	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の構成	2
第1章 一宮市の景観特性	3
1 一宮市の成り立ち	3
2 一宮市の地勢・土地利用	3
3 一宮市の景観特性	5
4 一宮市のランドマーク	6
5 景観形成上の課題	8
6 景観計画策定の視点	8
第2章 景観計画区域と方針	9
1 景観計画区域	9
2 基本理念	9
3 景観形成の方針	10
4 ゾーン別景観形成の方針	11
第3章 行為の制限に関する事項	12
1 概要	12
2 届出対象行為	12
3 景観形成基準	13
第4章 景観重点地区に関する事項	16
1 概要	16
2 候補地区	16
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	17
1 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	17
2 景観重要建造物、景観重要樹木の指定までの流れ	17
第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項	18
1 基本的な考え方	18
2 屋外広告物の行為の制限に関する事項	18
第7章 景観重要公共施設に関する事項	19
1 指定の方針	19
2 指定基準	19
第8章 景観形成の推進に関する事項	20
1 景観形成の推進に向けて	20
2 地域における取り組み	20
3 景観計画の施策管理について	20

序章 はじめに

1 景観とは

身の回りにある環境のうち、形、状態となつてわれわれにみえ、感じとられるもの。

樹木や川、山等の自然、建築物、構造物、道路等の人工物、そして人間の社会活動等が混ざり合った、総体としてのその地域の姿。

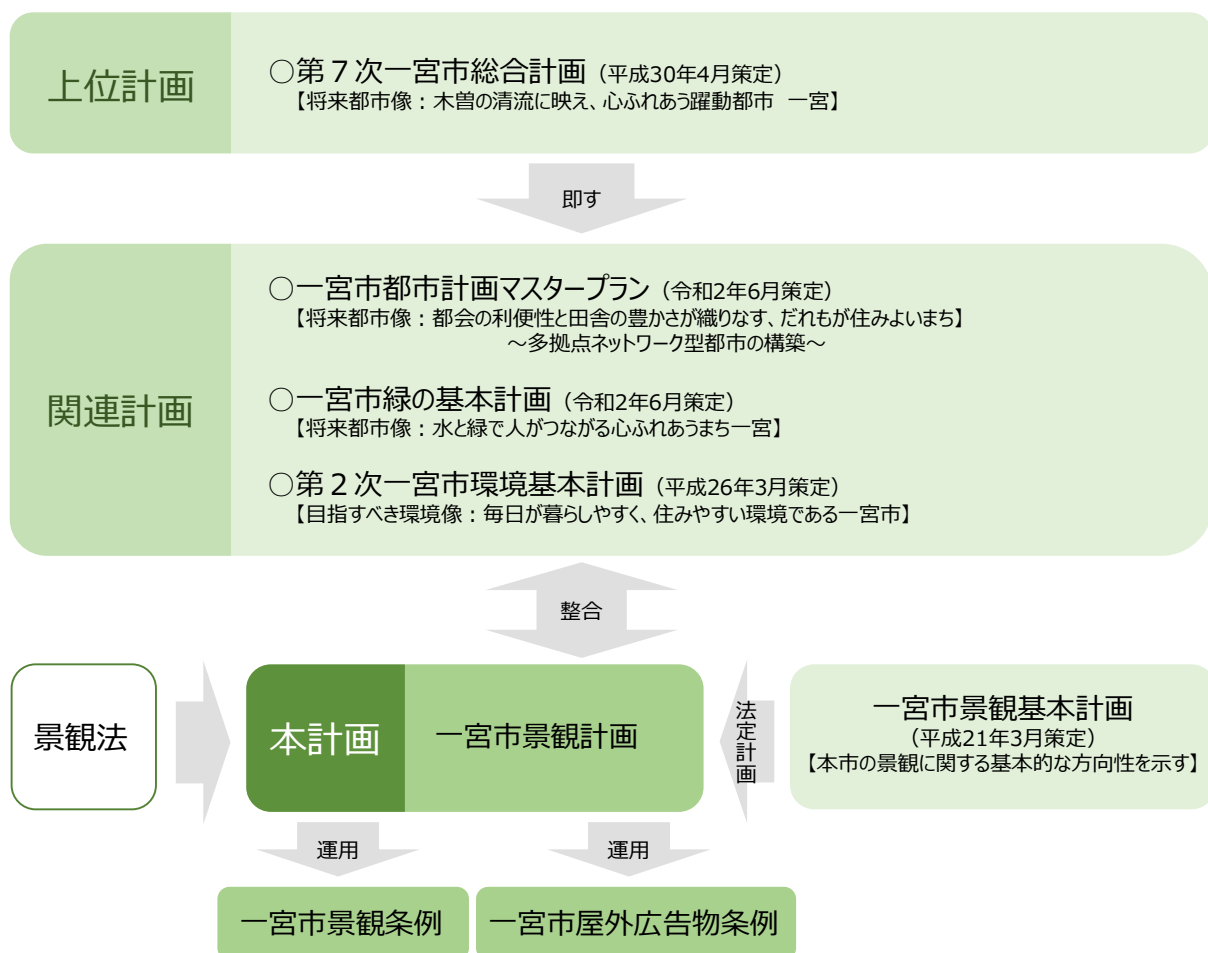
2 景観計画の概要

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画では、景観計画区域内における、基本方針や配置・形態・意匠・色彩などの景観形成基準を定めることができます。景観計画を策定すると、景観計画区域内における、建築物の建築等の行為が、届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法に規定する制度が活用できます。

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に即し、関連計画との整合を図りながら、良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する基本的な計画として策定します。



4 計画の構成

序章 はじめに

- 景観とは
- 景観計画の概要
- 計画の位置づけ
- 計画の構成

第1章 一宮市の景観 特性

- 一宮市の成り立ち
- 一宮市の地勢・土地利用
- 一宮市の景観特性
- 一宮市のランドマーク
- 景観形成上の課題
- 景観計画策定の視点

第2章 景観計画区域 と方針

- 景観計画区域
- 基本理念
- 景観形成の基本方針
- ゾーン別の景観形成の方針
 - ・ 河川景観軸
 - ・ 歴史街道景観軸
 - ・ 田園景観ゾーン
 - ・ 商業景観ゾーン
 - ・ 住宅景観ゾーン
 - ・ 工業景観ゾーン
 - ・ 沿道景観ゾーン

第3章 行為の制限に関する 事項

- 概要
- 届出対象行為
- 景観形成基準

第4章 景観重点地区に関する 事項

- 概要
- 候補地区

第5章 景観重要建造物及び 景観重要樹木に関する 事項

- 景観重要建造物の指定の方針
- 景観重要樹木の指定の方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定までの流れ

第6章 屋外広告物の行為の 制限に関する事項

- 基本的な考え方
- 屋外広告物の行為の制限に関する事項

第7章 景観重要公共施設 に関する事項

- 指定の方針
- 指定基準

第8章 景観形成の推進 に関する事項

- 景観形成の推進に向けて
- 地域における取り組み
- 景観形成の施策管理について

参考資料
市政アンケート結果

第1章 一宮市の景観特性

1 一宮市の成り立ち

一宮市の中心地区は、尾張国の「一の宮」（国司がその国で最初に参拝する神社）である真清田神社の門前町として平安時代から栄え、市の名もこれにちなんでいます。

大正 10 年 9 月 1 日に一宮市として市制施行し、昭和 15 年・30 年と 2 度の近隣町村との合併を経て市域を拡大したのち、平成 14 年 4 月には特例市に移行しました。平成 17 年 4 月 1 日に一宮市、尾西市及び木曽川町が合併し、現在の市域形成に至っています。また、令和 3 年 4 月 1 日に中核市に移行しました。

2 一宮市の地勢・土地利用

○一宮市の位置

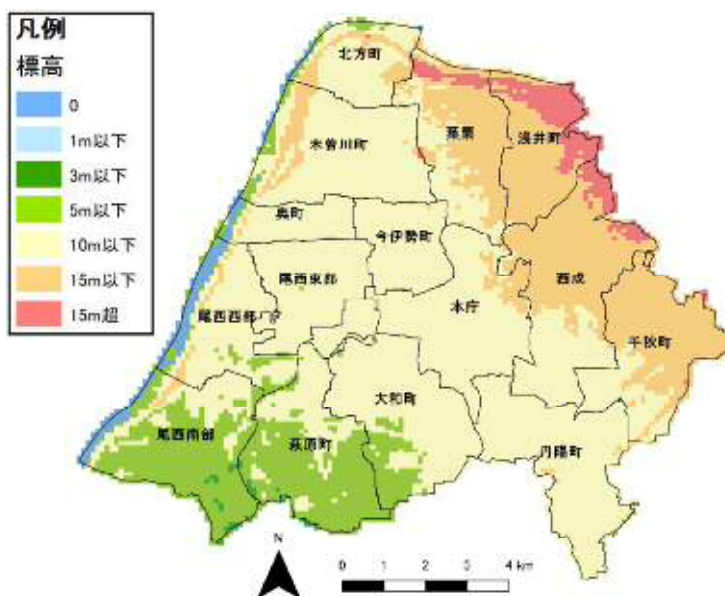
本市は、岐阜県との県境に位置し、名古屋市中心部（名古屋駅）から北西に約 20km の位置にあり、面積は 113.82 km²で、愛知県全体の面積の約 2.2%を占め、県内市町村で 12 番目の広さとなっています。



一宮市の位置

○一宮市の地形

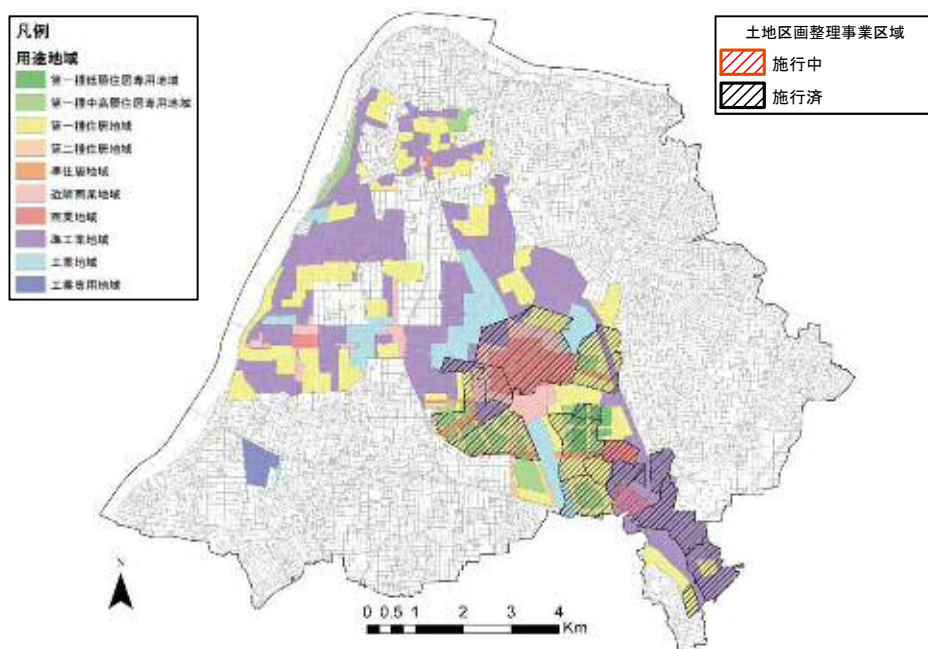
濃尾平野中央部に位置し、木曽川を挟んで岐阜県と接しています。木曽川沖積平野の低地であることから、高低差が少ない平坦地により構成されており、全体としては北東から南西方向への緩傾斜であり、ほぼ平坦な印象です。その一方、木曽川堤防付近における斜面地、そして市内に数多く流れる河川、旧河道と自然堤防等、微地形としての起伏は多くみられます。



一宮市の地形

資料：国勢調査、国土数値情報
※東京湾の平均海面を基準（標高 0m）

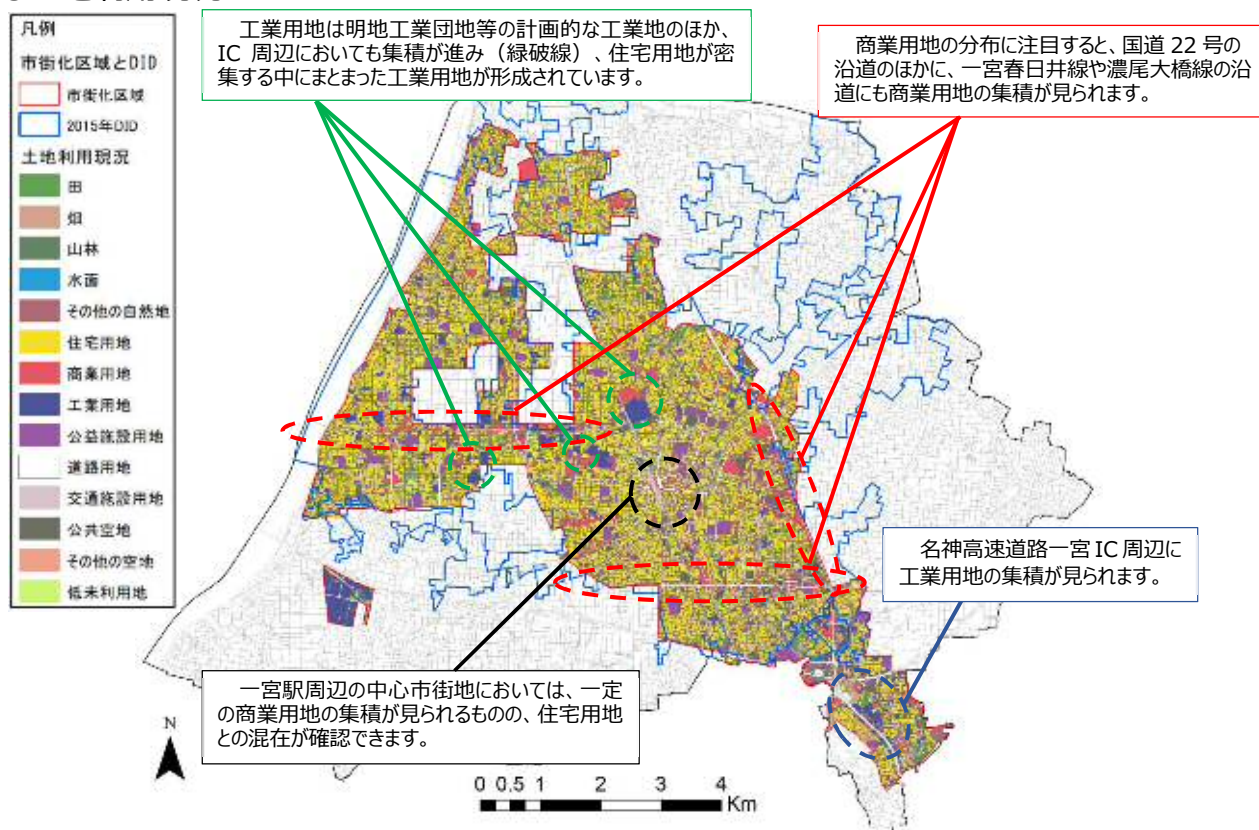
○用途地域及び土地区画整理事業



用途地域は、準工業地域が 42.5%とすべての用途地域の中で最も高い割合を占めています。準工業地域は、住宅と工場が混在し、景観が悪化することが懸念されます。また、工業系用途地域と住居系用途地域が隣接して存在するなど用途混在の用途地域が設定されていることが本市の特徴です。

本市の南部にて複数の土地区画整理事業が行われ、良好な居住環境を持つ住宅地が形成されています。

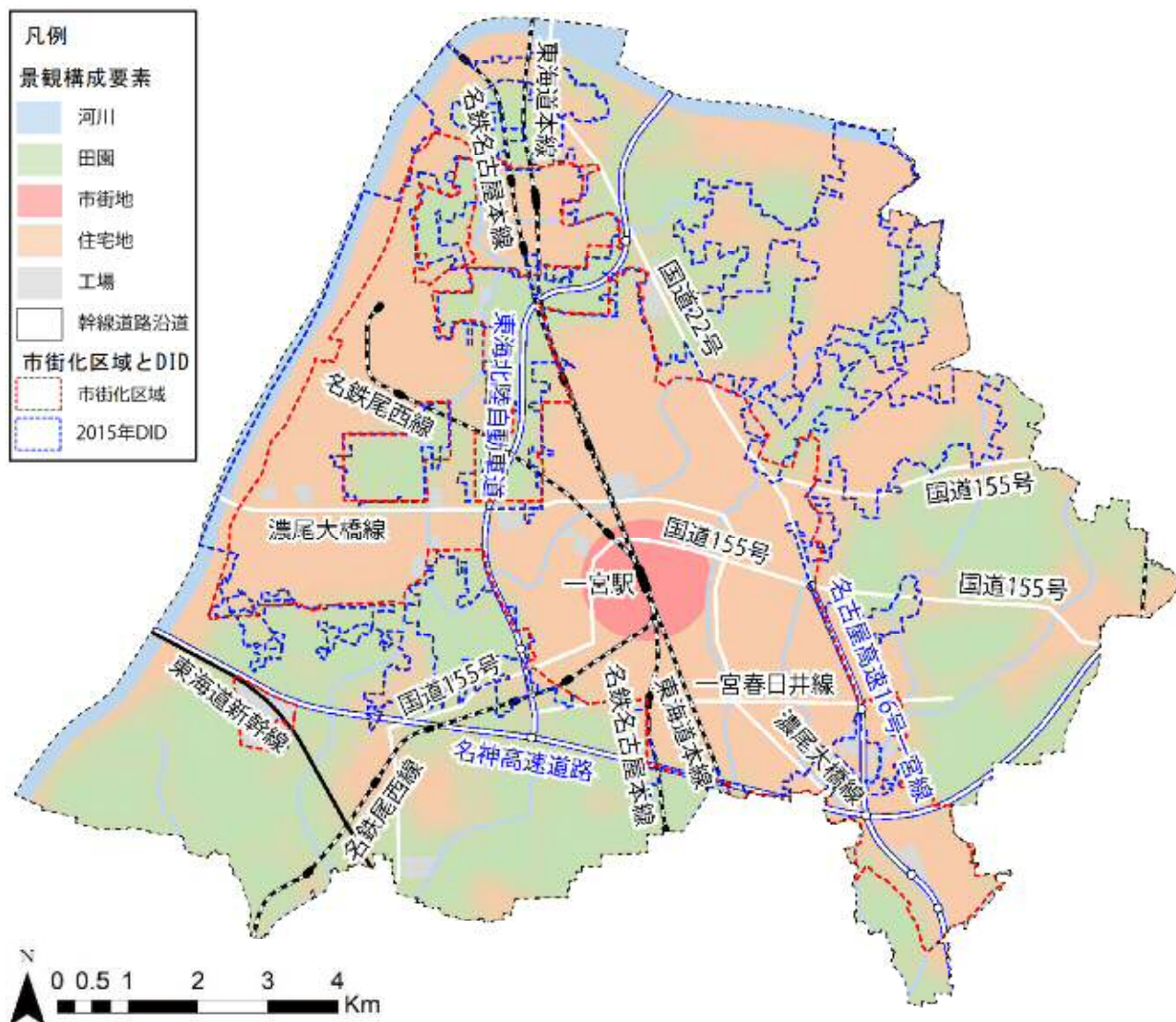
○土地利用現況



市街化区域の 9 割以上において都市的土地利用がなされ、住宅用地の占める面積が最も多くなっています。

3 一宮市の景観特性

本市の成り立ちや土地利用現況を踏まえると、「河川」、「田園」、「市街地」、「住宅地」、「工場」、「幹線道路沿道」の6つに景観構成要素を分類することができます。



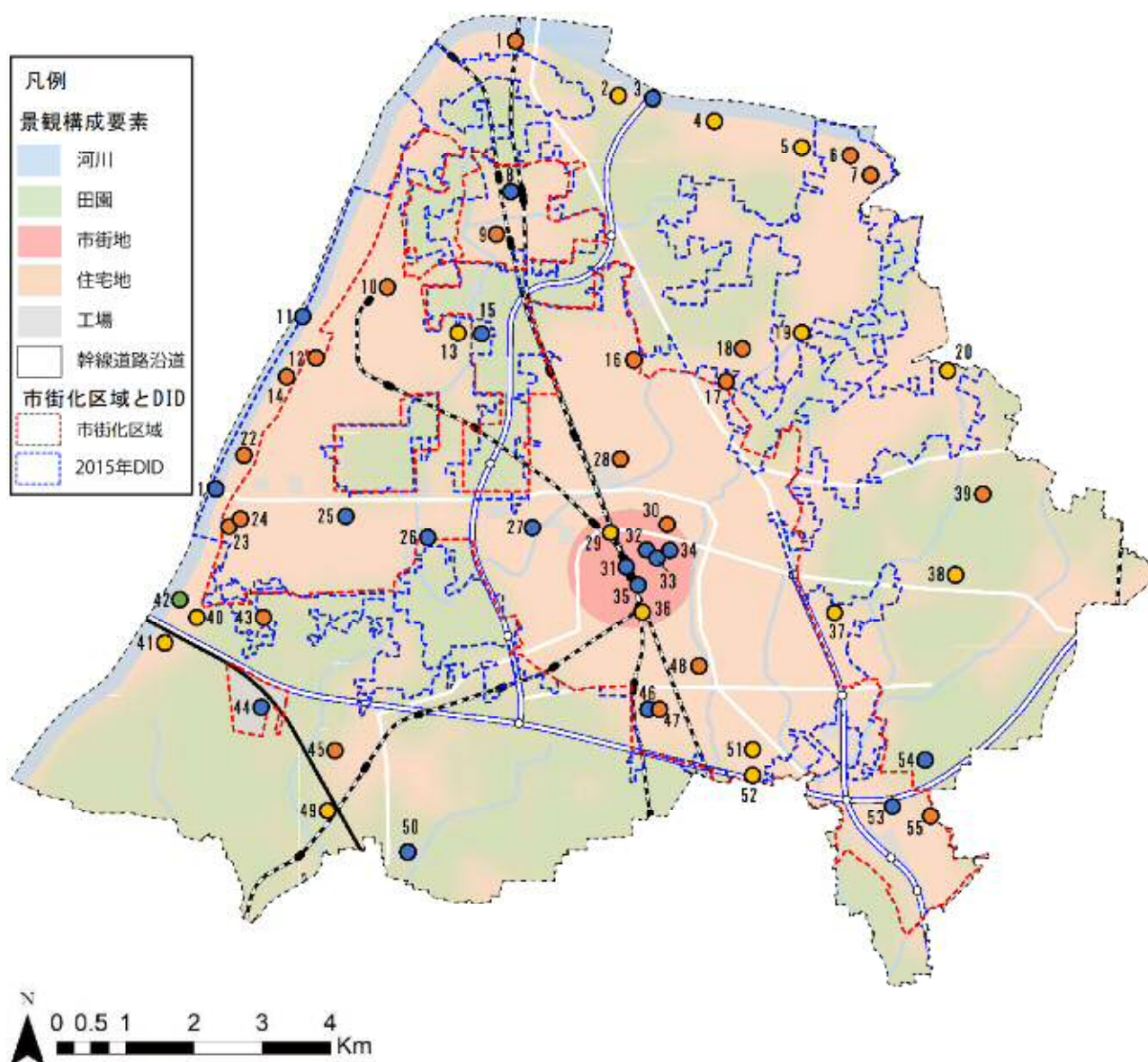
河川	木曽川をはじめ、日光川や青木川といった河川や水路のある風景が数多く見られます。木曽川沿いには、国営木曽三川公園 138タワーパークや、木曽川緑地公園などの規模の大きい公園が立地しています。	住宅地	起地区や萩原地区といった古い町並みの他、区画整理事業が行われた住宅地が見られます。古くから、本市を代表する繊維産業に由来するのこぎり屋根を持つ建築物が点在しています。
田園	市街化調整区域内においては、集落と田園が混ざり合った景観が形成されています。一部農地においては、比較的大規模な太陽光発電システムが設置されています。	工場	明地工業専用地域や萩原工業団地など計画的な工業地が見られるほか、本市内を通る高速道路の IC 付近においては新たな工場の進出による、住宅と工場の混在も見られます。
市街地	一宮駅周辺を起点とした銀座通りや、真清田神社を起点とした本町商店街アーケードなど、本市を代表するランドマークを中心とした一宮市の顔となる景観が形成されています。	幹線道路沿道	国道 22 号や国道 155 号、一宮 IC 周辺といった主要な幹線道路周辺には多くの商業施設が立地するほか、素材や大きさなど様々な形態の屋外広告物が多数設置されています。

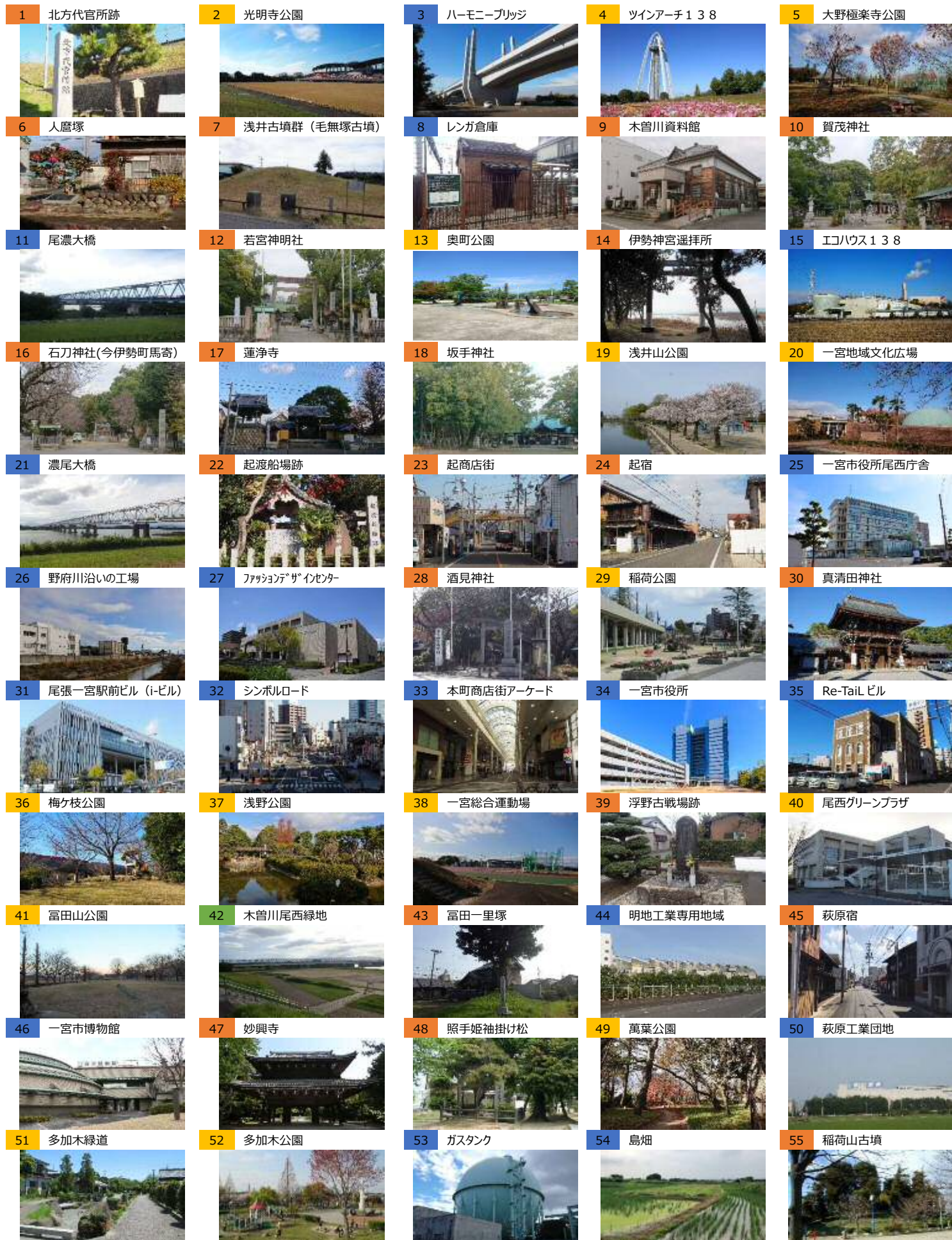
4 一宮市のランドマーク

本市には、一宮駅周辺の真清田神社や尾張一宮駅ビル（i-ビル）、市内に数多くみられる「のこぎり屋根」が特徴の繊維産業工場群、本市の北西を流れる木曽川にほど近い場所に建つツインアーチ138といった特徴的なランドマークが多数存在します。それらランドマークを、「自然景観」「歴史景観」「生活景観」「産業景観」に区分し、整理しました。

自然景観	①地形 ②里山・奥山 ③河川 ④湖沼・ため池 ⑤海岸・海・干潟
歴史景観	①旧街道 ②歴史的なまちなみ ③文化財 ④近代化遺産
生活景観	①住まい・住宅地 ②公園・緑地・広場 ③農地・漁港 ④伝統行事
産業景観	①道路・鉄道 ②駅・港・空港 ③商業系 ④事務所系 ⑤工場系 ⑥伝統・地場産業 ⑦農業系

（資料：「美しい愛知づくり基本方針」4つの景観構成要素）





5 景観形成上の課題

これまでに整理した上位関連計画や本市の景観特性をふまえ、本市における景観形成上の課題を「美しい愛知づくり基本方針」の4つの景観特性（自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観）に整理します。

【4つの特性の課題】

自然景観	○木曽川の保全と景観性向上のための整備 ○水と緑のネットワークの維持 ○社寺林の保全
歴史景観	○景観上重要な建造物・樹木の保存と活用 ○真清田神社の眺望景観の保全 ○旧街道筋のまちなみ保全
生活景観	○良好な住宅地景観の形成
産業景観	○一宮駅周辺「市の玄関口」としての景観形成 ○産業集積地の景観形成 ○田園景観の保全 ○幹線道路沿いの屋外広告物の整序

【4つの特性で区分できない共通の項目】

【景観誘導のルール化】

- 建築物や広告物のルール設定
- 屋外広告物のデザイン等の統一性や適正管理
- 幹線道路沿道の屋外広告物のコントロール、沿道景観形成

【協働の仕組みづくり】

- 支援の強化による市民協働の推進
- 「不法投棄やポイ捨てゴミ」、「管理されていない農地・空き地」の解消

6 景観計画策定の視点

これまでの景観施策から継承すべき視点に加え、これからの景観づくりに向けた新たな視点を踏まえ、景観計画策定の視点とします。

特性		視点	説明
継承すべき視点	自然景観	自然環境を活かした景観づくり	木曽川をはじめ、水と緑のネットワーク等、自然環境の恩恵を活かした風景
	歴史景観	歴史資源を活かした景観づくり	真清田神社、旧街道筋に残る歴史資源を活かした風景
	生活景観	「親しみ、落ち着き」の感じられる景観づくり	意向調査結果に基づき、快適に住み、働くことができる環境の形成
新たな視点	産業景観	中心市街地の再構築に向けた景観づくり	歩きたくなる「中心市街地の再整備」に向けた方向性が求められている
	共通事項	メリハリの効いた景観づくり	市全体の将来像「落ち着く」、一方、銀座通りには「にぎやか」が共存する、「メリハリの効いた景観」が求められている

第2章 景観計画区域と方針

1 景観計画区域

本市は、本市境かつ県境として広大な木曽川が横たわっており、また多くの幹線道路や鉄道が走っています。さらに、中心市街地においては、一宮市の由来となった真清田神社が位置していることや、新たなランドマークである、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）など、本市の顔となる景観を構成しています。これらの市全体に影響のある景観を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を一宮市全域とし、市全域で景観の形成に取り組んでいくこととします。

2 基本理念



木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす

親しみのあるまち 一宮

「木曽川」の景観は市民が最も魅力を感じており、木曽川が存在が本市の「歴史」や「文化」を育み、尾張地域の中心として発展を後押ししてきました。そして、尾張地域の中心としての風格の中にも、市民から景観に求められる声が多かった「親しみ」を兼ね備えた景観こそが一宮市らしい景観となりえると考え設定するものです。



3 景観形成の方針

景観に関する上位関連計画をはじめ、これまでとらえた本市の景観に対する課題や新しい視点等を受け、市全域を対象とした本市特有の良好な景観形成のための理念を定めるとともに、これを達成するための 5 つの基本方針を設定します。

【方針 1】中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり

本市が中核市に移行する令和 3 年に市制施行 100 周年を迎えて、尾張地方の中心地として、一宮らしさから捉えた風格を磨き、親しみや安らぎが感じられる景観づくりを行います。

【方針 2】木曽川に抱かれたふるさととしての自然景観づくり

一宮市民の一体感のよりどころであり、共有する原風景である木曽川をはじめ、平地に多数の河川や水路がネットワークされており、都市の中にある身近で雄大な自然景観を育み、触れ、親しめるような自然景観をつくっていきます。

【方針 3】歴史や新しい文化が融合した、メリハリのある景観づくり

これまで本市が培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観に加え、商業、観光や交流における多様で新たな価値の創造や豊かな生活環境の醸成などの景観が融合した、深みとメリハリがある景観づくりを行います。

【方針 4】活気とにぎわいのある景観づくり

尾張地域の中核市として、交流人口の増大を図り、多くの人が行きかう市街地での活気や多様なにぎわいのある景観づくりを行います。

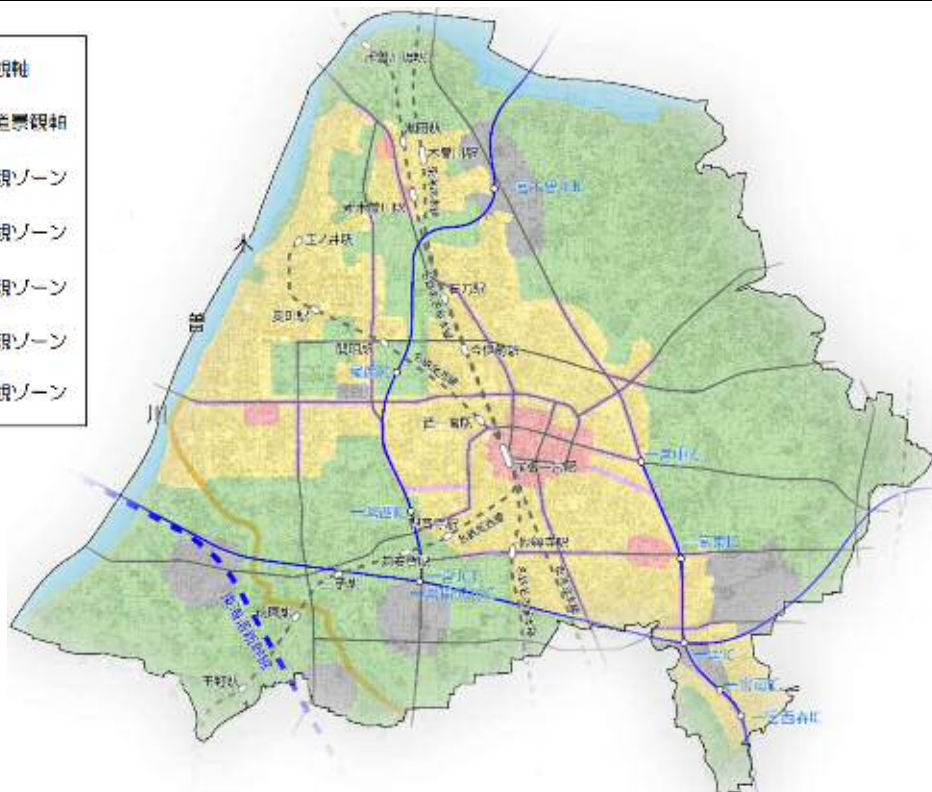
【方針 5】官民連携による景観づくり

行政による公共空間の景観形成や保全のみならず、市民・企業の実践による影響が大きいことから、市民・企業・行政の協働により、多様で個性あふれる一宮らしい景観にむけ、体制づくりを構築します。

4 ゾーン別景観形成の方針

本市の景観特性をふまえ、市域において2つの軸と5つのゾーンを設定しました。軸とゾーンについて、それぞれの特性に合わせた景観形成の方針を定め、今後の景観形成の推進の指針とします。

区分	景観形成の方針	区分する土地利用
河川景観軸	本市特有の木曽川や国営木曽三川公園138タワーパークなどへの景観の保全に努めます。 木曽川堤防からの眺望景観の保全・形成に努めます。	木曽川堤防の河川側
歴史街道景観軸	美濃路は、点在する、かつての宿場であったことを感じさせる史跡や建築物を活かした風情ある景観の保全・創出を図ります。	美濃路
田園景観ゾーン	濃尾平野の平坦な地形からなる田園とその集落地が織りなす、落ち着いた田園景観の保全・形成に努めます。 田園景観を保全するために、屋外広告物やソーラーパネル等の設置の適正化に努めます。	市街化調整区域のうち、都市計画マスタープランの土地利用方針図“産業拠点”を除いたエリア
商業景観ゾーン	古くから尾張地方の中心市街地として栄えてきた真清田神社を中心とした歴史的なまちなみ景観を保全します。 尾張一宮駅前ビル（i-ビル）や銀座通り周辺は本市の新たな玄関口として、一体的な景観の形成を図ります。	都市計画マスタープランの土地利用方針図“商業業務地”
住宅景観ゾーン	本市の代表的な産業である繊維産業に由来する、のこぎり屋根工場の保全に努め、のこぎり屋根工場が点在する地域特有のまちなみ景観を保全します。 市内に複数存在する緑道は、市民が身近にふれあうことのできる貴重なみどりであるため、これら緑道の適正な維持管理に努めます。 ゆとりある豊かな生活の維持のため、住宅地の景観を保全します。	市街化区域のうち、商業景観ゾーン、工業景観ゾーン、沿道景観ゾーンを除いたエリア
工業景観ゾーン	企業との協働により周辺と調和した景観への取り組みを推進します。 敷地内緑化などにより、ゆとりある空間を確保し、圧迫感を与えない工業地の景観の形成を目指します。	都市計画マスタープランの土地利用方針図“専用工業地、工業地、産業拠点”
沿道景観ゾーン	企業との協働により周辺と調和した景観への取り組みを推進します。 屋外広告物への配慮を促し、一体感のある沿道景観を形成します。	都市計画マスタープランの土地利用方針図“沿道複合地”のうち、商業景観ゾーンを除いたエリア

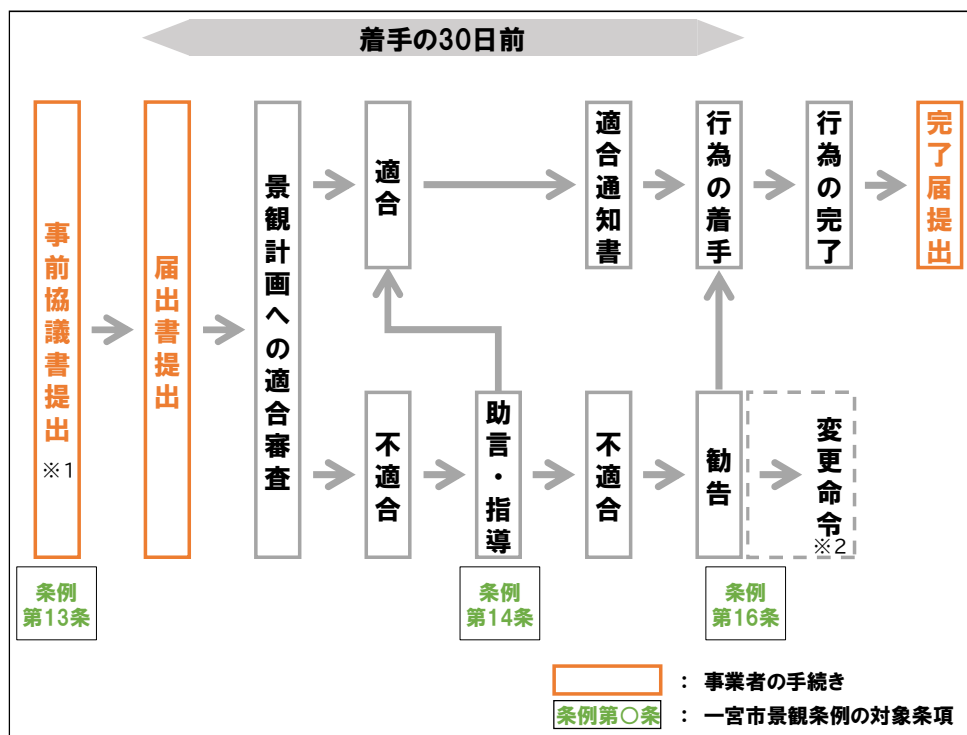


第3章 行為の制限に関する事項

1 概要

本市特有の景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進するため、景観形成方針に基づき、建築物や工作物、開発行為等において届出が必要な行為（届出対象行為）及びそれに対する景観を形成するための基準（景観形成基準）を定めます。

【景観法第16条第1項による届出フロー】



※1

一宮市住宅等に関する指導要綱に該当する事業（集合住宅20戸以上等）は、指導要綱5条（関係者への周知等）により、周辺関係者へ説明しなければならない。指導要綱に該当しない事業に関しても、周辺関係者への説明に努めるものとする。

※2

変更命令は、将来的に検討・設定される「景観重点地区」のみについて「特定届出対象行為」を対象としています。

2 届出対象行為

建築物と工作物の建築行為については、市全域において、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為を対象とします。市全域を対象とした届出対象行為は下表のとおりです。

市全域において、これらの行為を行う場合は、市（市長）への届出が必要です。

届出対象 行為		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
建築物	改築、移転、建築物の新築、増築、 建築物の移転、外観を伴う修繕	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積 500㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超		・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超		・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超		・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超
		・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの						
開発行為		・開発区域の面積 3,000 ㎡以上の開発行為						

3 景観形成基準

市全域における届出対象行為に対する景観形成基準（建築物）は下表のとおりです。

なお、色彩の基準については、地域の色を抽出し、色相・明度・彩度により把握した地域特性に基づき設定しています。

【景観形成基準（建築物）】

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配 置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
	・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●
形 態 ・ 意 匠	・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
	・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
	・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
	・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
	・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
	・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
	・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
	・河川景観との調和に配慮する。	●						
	・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
	・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
	・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
	・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●			

「●」：該当箇所

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色彩	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損にくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●						
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●						
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●	
維持・管理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●	●

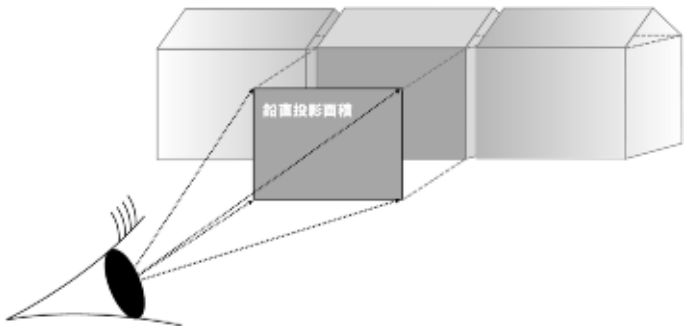
「●」：該当箇所

【景観形成基準（工作物・開発行為）】

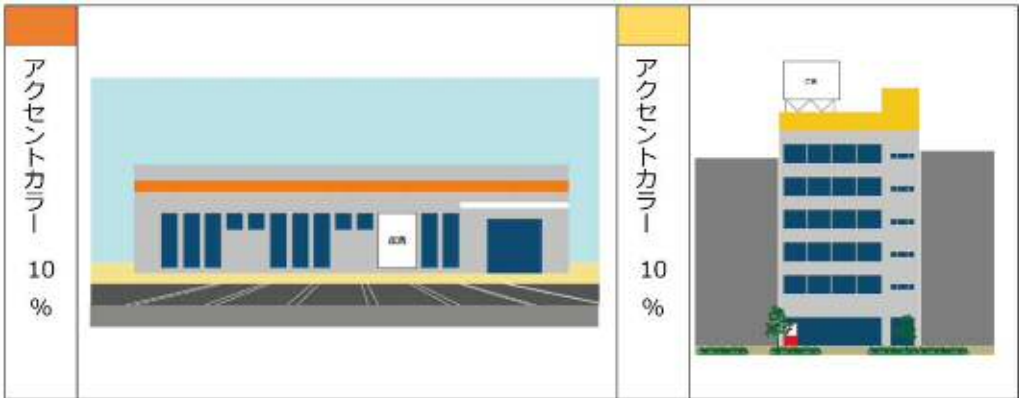
行為制限項目		景観形成基準
工 作 物	配置	・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。
	形態・意匠	・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。
	色彩	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
	素材	・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。
	付属設備	・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。
開 発 行 為	立地する場所の景観特性への配慮	・敷地内及び周辺の良好な樹林や河川、水辺などを生かすよう配慮する。
	土地の形質の変更	・開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲と調和させる。
	大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導	・既存の樹林地はできる限り保全・活用する。

※1：色彩基準については、マンセル表色系に基づき別途設定しております。（下記参照）

※2：鉛直投影面積のイメージ



※3：アクセントカラーのイメージ

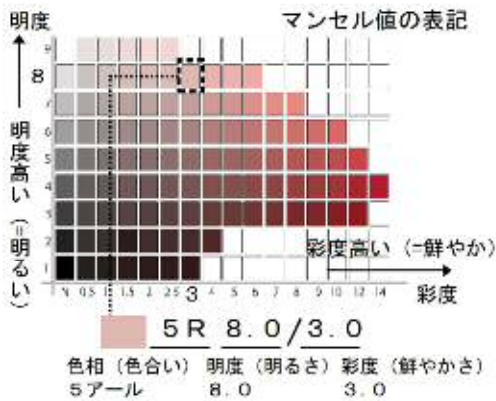
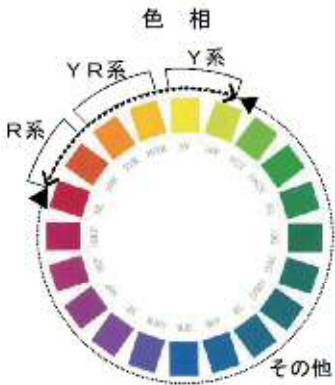


●色彩の景観形成基準

本市では、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為について、色彩の制限を以下のように設定します。なお、歴史街道景観軸とその他の市全域とで基準値を区分します。その理由として、歴史街道景観軸については、地域に相応しい歴史的建築物の多くが低明度であるため、明度の下限値を設けないこととする一方、その他の市全域では、まちなみが暗くならないよう、明度の下限値を設定しました。

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4 以下
	その他		2 以下
その他の市全域	R～Y	4 以上	6 以下
	その他		2 以下

※注）下記の色は印刷のため、実際のマンセル値と異なります。



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

1 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物〔樹木〕は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物〔樹木〕（建造物については、一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件含む）を市が指定し、保全を図る制度です。歴史的または芸術的価値の高さや〔樹木については樹齢など〕で指定するものではなく、地域の良好な景観を守り育てることを重視して指定するものです。

なお、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定（仮指定含む）された建造物は指定できません。

【景観重要建造物の指定基準】

- 登録有形文化財や市指定文化財に指定されている建造物
- 市民に親しまれ、地域のシンボル・ランドマークとなっている建造物
- 地域の歴史や文化を伝える、残すべき建造物

【景観重要樹木の指定基準】

- 市指定天然記念物に指定されている樹木
- 地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木
- 市民に親しまれ、公共の場所から容易に望見される樹木

【登録有形文化財や市指定文化財に指定されている建造物】【市民に親しまれ、公共の場所から容易に望見される樹木】



旧林家住宅主屋及び裏座敷



大乗公園付近大江川の桜並木



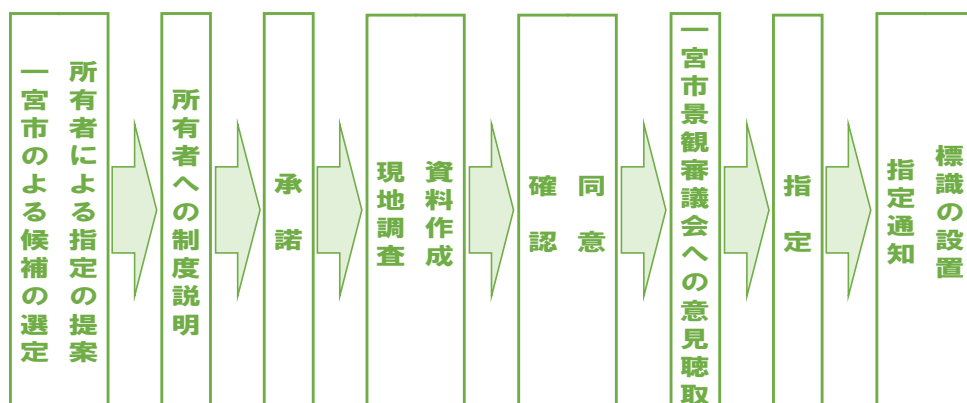
旧湊屋店舗兼主屋



富田一里塚

2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定までの流れ

景観重要建造物・景観重要樹木の指定については、以下の手順に基づいて指定します。



第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

1 基本的な考え方

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物については、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行い、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。

「一宮市屋外広告物条例」に基づき、市全域における屋外広告物を対象とした規制を行うとともに、次の取組を加え、本市の屋外広告物に関する方針とします。

- 地域特性を考慮した良好な景観を形成するため、屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」として指定するなど、地域特性に応じたきめ細やかな個別の指針（広告景観指針）を定め、適切な規制を行います。
- 地域特性を考慮した良好な景観を形成する際、地域の皆さんが広告物の色彩や意匠について、自主的な取り決めを行う地区で市長が認めた地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告物協定地区」として認定し、適切な規制を行います。
- 景観重点地区を指定する際は、当該区域における屋外広告物に関する指針や許可基準を設けるよう検討を行います。

2 屋外広告物の行為の制限に関する事項

基本的な考えを踏まえ、今後、次の区域について一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」の指定や「広告物協定地区」の認定を行うことを検討します。

【広告景観地区の指定基準】

- 「景観重点地区」など良好な景観形成のための施策が講じられている、または、講じられる予定の区域
- 景観形成のための市民等の自主的な協定が締結されている、または、締結される予定の区域
- 屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる区域

【広告物協定地区の認定基準】

- 景観形成のための市民等の自主的な協定が締結されている、または、締結される予定の区域

第7章 景観重要公共施設に関する事項

1 指定の方針

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。

このため、景観法にもとづく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化を活かした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

2 指定基準

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす以下の施設を対象に指定します。

- 本市の景観の骨格を形成する、景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設
- 地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- 開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

検討する公共施設

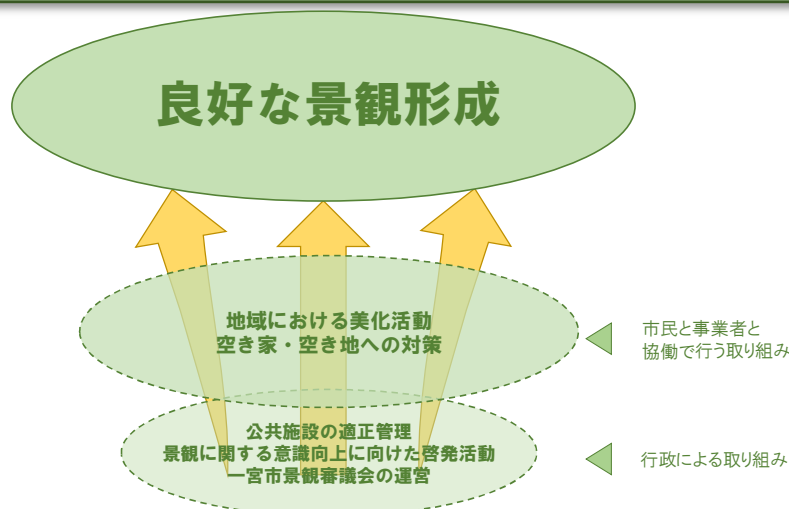
本市では平成7年に銀座通り沿道を都市景観形成地区として指定し、形成基準に基づき景観を形成してきました。そこで、本市のシンボルロードである銀座通りを含む尾張一宮駅から真清田神社周辺エリアの公共施設を景観重要公共施設として指定するため検討していきます。



第8章 景観形成の推進に関する事項

1 景観形成の推進に向けて

良好な景観形成に向けて、市民や事業者、行政の協働による地道な活動を継続的に進めることが重要であり、このような協働による景観まちづくりを推進するためには、景観に対する市民の意識が高めることも重要です。良好な景観形成に向けて、行政、市民、事業者の一体的な景観まちづくりを推進、支援していきます。



2 地域における取り組み

本市では、尾張一宮駅の駅東周辺、一宮本町通り商店街アーケード沿い、伝馬通りなどの尾張一宮駅から続く都市の基軸となる通りにおいて、一宮市の印象を左右する重要な地区であることから、関係者によってまちづくり協定が結ばれています。現在では6地区存在し、それぞれの地区において、建築物の外観の装飾や、広告物の規制、道路の維持管理といった項目の方針等が示されています。そのほか、銀座通り都市景観形成地区において、地区景観形成計画および地区景観形成基準が設けられており、色彩や広告物の大きさについては、定量的な基準等が設けられています。

このように、本計画で示す景観重点候補地区を含めた市内各所で地区レベルの景観を向上していくことにより、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成につながります。今後はこれら取り組みの展開に努め、地域の動向にあわせて活動を支援します。

3 景観計画の施策管理について

良好な景観を形成していくには、普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用、規制誘導の取り組み、関係機関等の連携等総合的な施策の推進をして、長期的に継続していくことが大切です。市民意識調査の実施や届出の状況を整理し、景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行います。

年次	...	令和3年 (2021年)		令和8年 (2026年)		令和13年 (2031年)	...
一宮市景観計画		★ 計画策定				★ 計画改定(予定)	
効果 検証	届出状況の 実態整理	適宜、景観審議会への報告					
	届出対象以外 の実態整理						
	意向調査	R1 ★ アンケート調査			★ アンケート調査 景観施策の効果検証		

